

第5章

全体構想

1	まちづくりの基本理念.....	38
2	将来目標人口.....	40
3	都市づくりの目標.....	40
4	将来の都市構造.....	43
5	都市づくりの方針.....	46
参考－1	都市計画の提案制度.....	65
参考－2	地区計画等に関する申出制度.....	66

1

まちづくりの基本理念

まちづくり住民アンケート調査では、本町の土地利用に関して企業誘致や商工振興のための開発、宅地開発を進めるべきであるとする回答が最も多く、次いで自然環境や農用地を維持、保全するべきであるとする回答も多くあり、住環境に関しては市街地のまとまりと自然環境が評価されています。また、まちづくりワークショップでは本町の良いところとして、公共施設やサービス施設環境などの生活利便性や整った街並み、自然や田園環境が挙げられていることから、住民の思いは自然環境との調和に配慮しながら、計画的にまちづくりを進めることであることが分かります。

しかし、まちづくりの活力となる将来人口について、県都盛岡市に隣接して県中央部に位置する本町は、今後当面の間は転入による人口増加は見込まれますが、全国的な課題である少子高齢化などの影響を受けて将来的に人口は減少することが懸念されています。

近年の本町を取り巻く人口の動きは、新たな住宅地整備などによる社会動態での増加は続いています。自然動態のみを見ると減少が続いており、岩手県全体としては人口減少率が高いうえに高齢化率も高くなっていることから、今後のまちづくりにおいては、高齢化への対応とともに居住地として選択される環境を整え、若年層の移住・定住を促す取り組みが必要となります。

企業立地については北東北の物流拠点である岩手流通センター（以下「流通センター」という。）を中心に、これまで本町の持つ位置条件を生かした土地区画整理事業等により行われてきましたが、IT化やロボット化などの効率化、物流機能の発達のほか、将来の労働力人口の減少を見据えた産業の集約化が進んでいます。産業は住民の雇用の場として、さらには本町の財政を支える基盤として重要であることから、立地条件などを活かしながら、企業から選ばれるよう産業基盤を充実させる必要があります。その一方で、岩手県の医療中枢機関である岩手医科大学及び同附属病院（以下「岩手医大施設」という。）、関連施設が移転開業、矢巾スマートインターチェンジ（以下「矢巾スマートIC」という。）の開通などから、交流人口の大幅な増加や新たな産業の創出が見込まれます。

本町はこれまで本町が持つ条件を活かしつつ計画的にまちづくりを進め、それに合せて着実に発展してきましたが、社会経済情勢の変化によりその転換期を迎えています。

第7次矢巾町総合計画基本構想では、まちづくりの基本理念を「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば」としています。この基本理念を実現するために都市計画としては、これまで本町が進めてきただれもが利用しやすい、まとまりある都市空間の形成と豊かな自然、田園環境を保全するコンパクトなまちづくりを継承しつつ、まちの構造変化による定住・交流人口の増加や新たな産業進出を成長の糧とするため、将来に向けてだれもが安心して過ごせるまちづくり、選ばれるまちづくりを進めることが必要と考え、都市計画マスタープランによるまちづくりの理念と目標を次のとおりとします。

都市計画マスタープラン《まちづくりの理念》

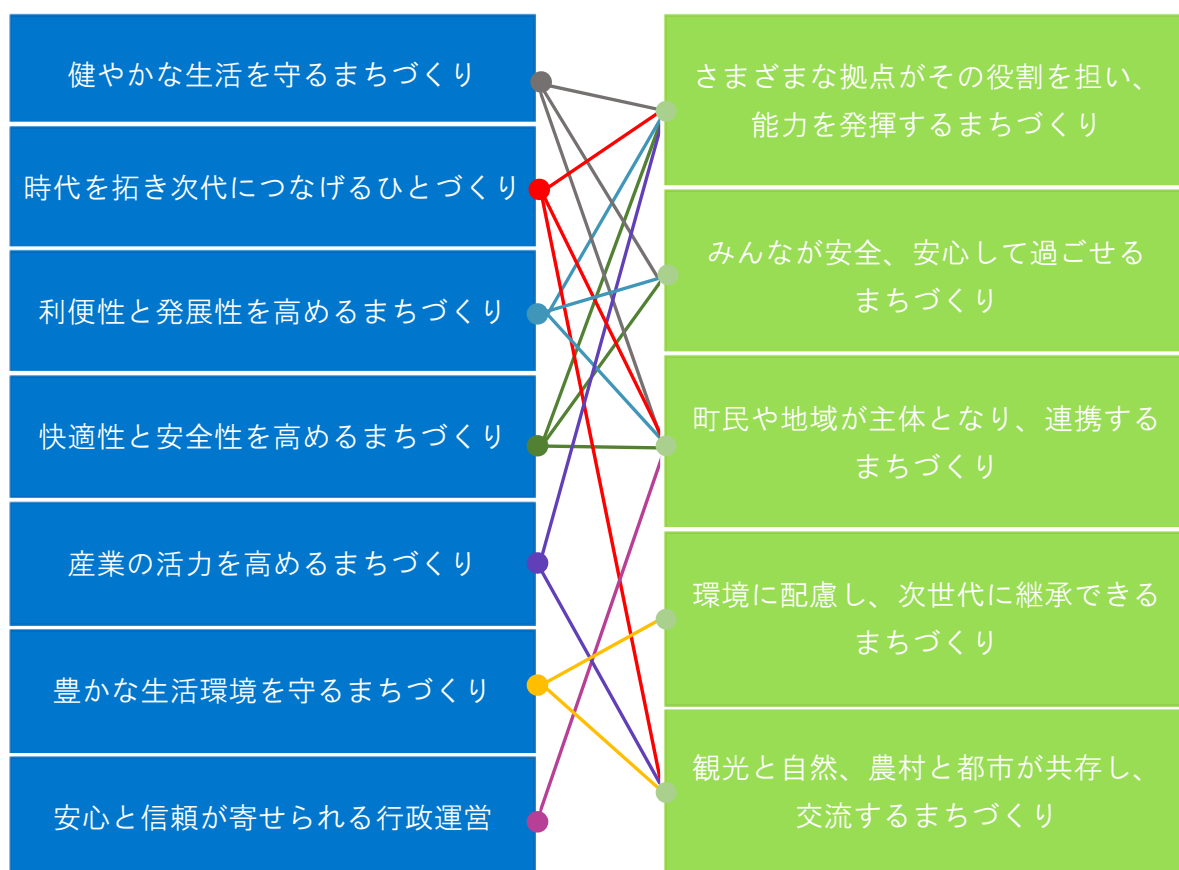
— 未来につながる安心快適なまち やはば —

都市計画マスタープラン《都市計画の目標》

- 1 さまざまな拠点がその役割を担い、能力を発揮するまちづくり
- 2 みんなが安全、安心して過ごせるまちづくり
- 3 町民や地域が主体となり、連携するまちづくり
- 4 環境に配慮し、次世代に継承できるまちづくり
- 5 観光と自然、農村と都市が共存し、交流するまちづくり

矢巾町総合計画基本構想まちづくり方針

都市計画の目標



2

将来目標人口

第7次矢巾町総合計画基本構想では、計画目標年度である平成35年度(2023年度)には総人口30,000人となるまちづくりを目指しています。

国勢調査をもとにした国立社会保障・人口問題研究所による本町の人口推計では、平成27年(2015年)27,678人をピークに減少に転じ、平成37年(2025年)には27,191人となり、その後も減少が続けることが予測されています。

しかし、今後は安心快適な都市づくり施策を進め、岩手医大施設とその関連施設の移転開業による就業者等の居住や雇用の場となる産業の活性化に向けた施策を進めることで定住・移住を促進すると同時に、第7次矢巾町総合計画基本構想で示す少子化対策や健康寿命の延伸策などを展開していくことで、目標人口である30,000人を達成し、本マスタープランの計画期間である平成50年(2038年)においても維持していくこととします。

なお、本マスタープランに掲げる施策を進め、未来につながるまちとなるためには、相応する人口が必要となることから推計値ではなく、目標値として設定するものです。

都市計画マスタープラン目標人口

総人口 30,000 人

国勢調査では現状、人口と併せて世帯数も増加していることから30,000人の人口を達成して維持していくためには、受け皿となる居住地を増やしていく必要があります。

3

都市づくりの目標

3-1 さまざまな拠点がその役割を担い、能力を発揮するまちづくり

本町には、岩手医大施設と県立の療育センター、消防学校を集約した県の医療・福祉・防災拠点と、それらを含めた矢幅駅から東側の一般国道(以下「国道」という。)4号までの概ね2kmのなかに商業施設や金融機関、各種学校などを含めたコンパクトな市街地が形成され、矢幅駅の西側には役場庁舎や公民館、保健福祉交流センターなどの行政施設(以下「町民センター」という。)、農協の営農センターなどを集積した公共施設拠点が形成されており、このまとまりのある都市機能を活かし、矢幅駅を中心に歩いて暮らせる都市形成を目的に周辺の土地区画整理事業を実施し、併せて矢幅駅東西自由通路や町活動交流センター「やはぱーく」の整備を行いました。

こうした特性をよりまちづくりに発揮するため、矢幅駅周辺から岩手医大施設周辺をまちの中心拠点として、本町のすべての人が暮らしやすく、賑わいと活気があり、コミュニケーションが育まれるまちづくりを目指します。

また、市街化調整区域内には町立煙山小学校・不動小学校周辺などの旧村中心部である大規模農村集落、東・西端にはそれぞれこれからの高齢化社会に対応する介護福祉拠点となる施設などが立地しており、地域条件と調和した機能維持・向上の支援、矢巾温泉郷や煙山ひまわりパークがある煙山ダム周辺の観光拠点の活性化に努めます。

さらには、北東北の物流の中心である流通センターや西部工業団地、盛岡広域唯一の工業専用地域である下田工業団地のような産業拠点については企業集積を推進するほか、平成30年(2018年)3月には矢巾スマートICが開通し、平成30年代半ばの完成を目指して徳田橋の架け替え整備が行われており、国道4号も含めて広域交通ネットワークを活かした産業・観光拠点の拡充・活性化を目指すとともに、それぞれの拠点が持つ能力を活かし、機能を分散しなくても利便性があるコンパクト・プラス・ネットワーク(*²)を考慮した道路整備や公共交通体系を十分に検討します。

3-2 みんなが安全、安心して過ごせるまちづくり

これまで災害の発生が少ない本町ですが、東日本大震災や全国的に発生している気象変動による災害、過去に本町を襲った大雨被害の教訓から、災害危険個所の周知、避難所施設の充実、旧耐震基準により建築された木造住宅の耐震化支援、消防団組織や自主防災組織の育成、各拠点施設や民間企業との連携を進めるとともに、一級河川の整備促進に向けたより一層の要望活動、町管理河川や山地保全対策を進め、町民の生命、財産を守るための体制整備、向上を図ります。

また、都市化の進展に伴う犯罪や交通事故の増加防止に向けた関係団体との連携を図り、体制整備や住民意識の高揚に努めます。

さらには、住民はもとより、岩手医大施設の開業などで予測される多数の来町者へ、安全で利用しやすく、すべての人が自由に行き交う都市空間を提供します。

3-3 町民や地域が主体となり、連携するまちづくり

住民協働のまちづくりを進めるため、各種計画策定、事業実施の際には住民アンケートやワークショップ、説明会、パブリックコメントの実施、各種委員会委員に住民の登用を行うなど、積極的に住民の意見を聞くこととします。

特にも都市計画提案制度(*³)や地区計画申出制度(*⁴)は、住民のまちづくりへの参加方法として有効であることから、本町でもそれら制度の活用方法を確立して啓発を行います。

*² 医療・福祉・商業施設や住居等が徒歩等で動ける範囲にまとまって立地し、あるいは住民が公共交通によりこれら施設に容易にアクセスできる、日常生活に必要なサービスを住民が身近に享受できるまちの姿。

*³ 土地所有者やまちづくりNPOなどが一定の要件を満たしたうえで、都市計画の決定や変更を提案できる制度。

*⁴ 住民に最も身近な都市計画である地区計画等について、一定の要件を満たしたうえで、住民側の発意で地区計画等の決定や変更等を申し出ることができる制度。

また、本町には現在 41 の自治会があります。各自治会では地域内の絆をより深めるために活動していますが、地域内の公共施設は共有財産であるとの認識のもと、道路や河川のア護活動や公園の維持管理活動なども行っています。老朽化する公共施設の維持管理はこれからの大きな課題ですが、各自治会の意見を聞きながら連携して整備・維持管理を進めていきます。

なお、都市化の進展により地域内の絆の希薄化や農業集落地域内においては、高齢化と人口減少による地域コミュニティの衰退が懸念されていますが、自治会と連携してこれら課題に取り組むとともに、自治会を住民の意見集約の場とも捉え、協議型住民自治組織制度(*⁵)についても検討します。

3-4 環境に配慮し、次世代に継承できるまちづくり

環境への負荷を軽減させ、良好な都市環境を次世代に引き継ぐため、町内外にある拠点、主要施設を結ぶ公共交通体系を近隣市町や関係機関・団体と検討し、低炭素化を意識した自家用車に頼らないまちづくりを目指すとともに、住宅地や施設整備にあたっては新エネルギーの導入・省エネルギー対策の推進、環境教育の拡充を図り、環境にやさしいまちづくりを目指します。

また、都市計画制度のほか土地利用諸制度を適正に運用し、本町の特徴的な景観である田園風景や自然の保全に努めます。

3-5 観光と自然、農村と都市が共存し、交流するまちづくり

本町は市街地を取り巻くように田園が広がり、東側には県内を縦断する北上川、国指定徳丹城史跡（以下「徳丹城史跡」という。）、西側にはまちのシンボルである南昌山を含む丘陵地が形成され、そのすそ野には煙山ダムや煙山ひまわりパークが広がっています。特に煙山ひまわりパークは、シーズン中には町内外から大勢の人が訪れるなど、新たに注目されるまちの観光スポットとなっていますが、周辺の観光・レクリエーション施設の運営撤退などによる衰退が見られることから、既存の空き施設活用も含め、周辺施設のさらなる充実が望まれます。

また、徳丹城史跡については現在も調査実施中ですが、歴史公園として位置づけ、観光資源としても活かすことを検討します。さらに、これらに連なり、本町の全域に広がる水田地帯は生産活動の場であるとともに四季折々の美しい「やはば」らしい景観を生み出している貴重な財産といえます。農業を取り巻く環境は全国的に厳しい状況にありますが、豊かな田園景観を維持していくためにも営農支援や農業生産基盤整備等を進めるとともに、農業関係者だけではなく、町民や来町者との交流から生まれる農業・農村活性化に関する発想を活かし、実践することを目指します。

*⁵ 小学校区などの地区ごとに自治会やボランティア団体、PTA、企業等の多様な主体による、地域課題解決のための組織。

4

将来の都市構造

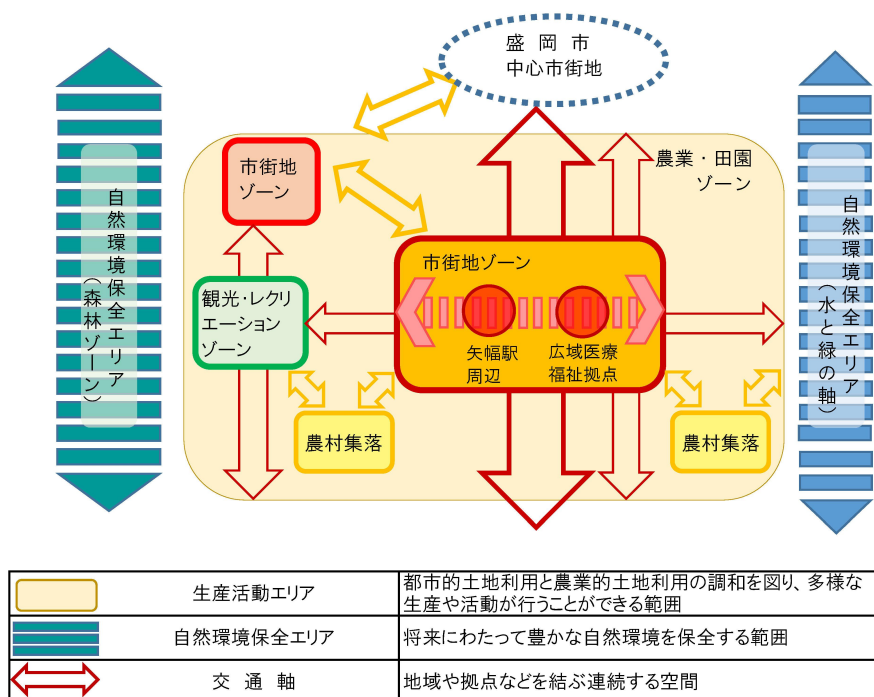
4-1 将来都市構造の基本的な考え方

将来都市構造は、都市の現状や都市を取り巻く環境を踏まえて、将来の土地利用や骨格となる交通網、主要な都市機能等の基本的な方向付けを行い、分野別の都市づくりの方針や地域別のまちづくりの方針で示す内容の基礎となるものです。

本町の都市構造は、本町中央の平地部において都市活動や農業生産活動が行われている「生産・活動エリア」と、これを東西から挟み込む緑豊かな丘陵地と北上川からなる「自然環境保全エリア」に区分されます。また、「生産・活動エリア」内の地域間の連絡や近隣市町村を結ぶ「交通軸」が計画されており、逐次整備が進んでいます。

こうした構造は、本町の地形条件に沿って形成されてきたものであり、長い歴史のなかで育まれてきた集落形成や農地開発も、これらの地形条件を背景にしています。本町の将来都市構造を考えるにあたっては、「生産・活動エリア」、「自然環境保全エリア」を基本に、各エリアの特性を発揮できるよう整備・開発・保全をするとともに、市街地ゾーンを中心とする「生産・活動エリア」内のネットワークや近隣市町との連携を図る軸として「交通軸」の整備を充実し、各エリアが交通軸と連携が図れることを基本とし、次のように将来の都市構造を示します。

図1 都市の骨格イメージ



4-2 都市構造の構成要素

都市構造を構成する主要な要素を、次のように設定します。

(1) 生産・活動エリア

構成要素	概要
市街地ゾーン	すでに市街地を形成している地域や計画的な市街化を進める地域
市街地検討ゾーン	社会・経済的需要や地域性などの諸条件を勘案し、市街化を検討する地域
農業・田園ゾーン	市街化を抑制すべき区域であり、農地等の保全を図り、「やはば」らしい風土景観を大切にする地域
観光・レクリエーションゾーン	観光・レクリエーション施設が集積立地し、その充実を進める地域

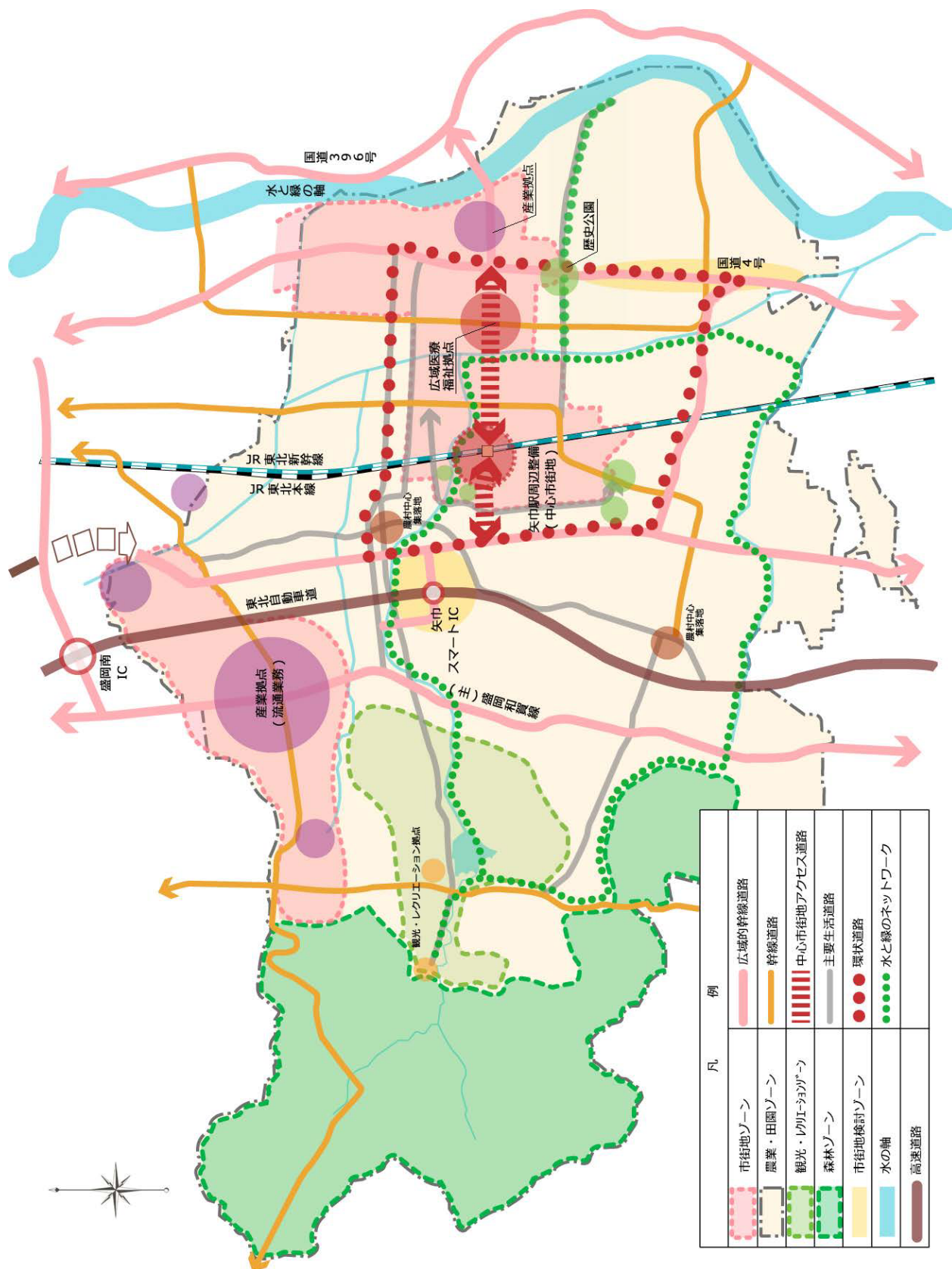
(2) 自然環境保全エリア

構成要素	概要
森林ゾーン	奥羽山脈山裾の丘陵地
水と緑の軸	水と緑がまとまっている北上川
水と緑のネットワーク	うるおいある田園と河川景観

(3) 交通軸

構成要素	概要
広域的幹線道路（都市軸）	広域的な交通流動を受け持つ道路
幹線道路（生活軸1）	近隣市町との交通流動を受け持つ道路
環状道路（環状軸）	中心地への不要な通過交通の排除を図るとともに、内部交通の有機的な機能を高める道路
中心市街地アクセス道路（アクセス軸）	広域的幹線道路と中心地を結ぶ道路
主要生活道路（生活軸2）	町内の日常生活に密着した交通流動を受け持つ道路
生活環境道路（環境軸）	幹線道路（生活軸1）、主要生活道路（生活軸2）のうち、歩行環境・景観等に配慮する道路

図2 将来構想図



5

都市づくりの方針

都市づくりの方針は、「まちづくりの目標」や「将来都市構造」を実現するために必要な都市計画の分野ごとの取り組みに関する方針です。

都市づくり推進の基本となる土地利用や都市施設、都市環境、市街地整備などの各分野の目標や整備方針を次のとおり定めます。

5-1 土地利用

(1) 基本方針

- ① 都市にうるおいと安らぎを与える豊かな自然環境を将来にわたって保全します。
- ② 市街地及び市街地周辺は計画的な土地利用を進め、生活環境の維持向上、地域産業の振興発展、田園環境の保全を図ります。

(2) 誘導・整備の方針

① 市街地

- ア 現在のまとまりのある市街地形態を継承し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約誘導と、これと連携した道路整備、公共交通体系の形成を図り、すべての人が暮らしやすいまちづくりを目指します。
- イ 新たな市街地については、将来目標とする人口増加や産業振興に対応しつつ将来都市構造に照らし合せた計画的な配置を検討し、コンパクトな都市空間の形成と自然環境の調和を図ります。
- ウ 都市の全国的な課題ともなっている空き家については、空家対策計画の策定・推進などにより計画的に取り組めます。

② 市街地周辺

- ア 既成市街地及び計画的な市街地整備区域を除く周辺の農用地は、田園環境の保全を図ります。
- イ 河川や山林については、自然環境を活用した土地利用を進めます。

(3) 市街地の主要用途の配置方針

① 住宅地

- ア 近年の宅地開発等により計画的に整備された住宅地や古くからの住宅地が矢幅駅周辺から国道4号沿いに位置し、コンパクトな市街地を形成しています。今後もこの市街地形態を継承し、各世代を通じて住み続けていけるよう、市街地の醸成を図ります。
- イ 市街地開発に伴う住宅地整備については、周辺市街地に連動しながら計画的に行うとともに、低層住宅を中心とした土地利用の誘導と併せて、長期優良住宅や省エネ住宅の普及を図ります。

ウ 本町の人口は増加傾向ではありますが、将来は少子高齢化などにより減少することが危惧され、新たな人口の誘導施策を講じなければ、まちの活力減退を招くことが懸念されます。また、県医療中枢機関である岩手医大施設とその関連施設、北東北物流拠点である流通センターなどを抱える本町には、その就業者の住宅整備が求められます。これに対応するため、既存住宅地や集落との連担、農用地の保全に配慮し、市街化区域縁辺部や既存集落隣接部において新たな住宅地整備を誘導し、居住人口の増加と維持を図ることを検討します。なお、この新規住宅地については市街化区域編入を前提に、地区計画を設定して計画的に整備誘導を行います。

② 商業地

ア 矢幅駅周辺商業地と矢巾ショッピングセンター、岩手医大施設周辺商業地の連携を図り、商業地としての魅力向上を図るとともに、交流人口増加や高齢化社会に対応する歩行空間が充実した回遊性のある空間を創出します。

イ 土地区画整理事業による都市基盤の整備がされた矢幅駅周辺部に商業・業務系土地利用の集積や高度利用を誘導するとともに、地元商工業者やまちづくり会社との連携による活性化を図り、SOHO(*⁶)や副業支援も含めて新たなビジネススタイルを創出します。

③ 工業・流通業務地

ア 北東北の物流拠点である流通センターや西部工業団地、工業専用地域である下田工業団地は、その能力や立地企業の連携を活かした取り組みを推進するとともに、企業誘致施策と併せた機能拡充を検討します。

イ 特別業務地区が指定されている矢幅駅東地区と流通センター地区は、条例による建築制限を行いながら周辺と調和のとれた土地利用を誘導します。

ウ 新規工業・流通業務地は、矢巾スマートICや国道4号が持つ潜在的な能力を活かす土地利用を推進し、土地区画整理事業のほか民間事業者による開発整備の可能性を検討します。なお、この新規工業・流通業務地については、地区計画を設定して計画的に整備誘導を行います。

④ 公共公益サービス地

役場を中心とする町民センター、町立小中学校、県立不来方高校、産業技術短期大学校、岩手医大施設等を公共公益サービス地として位置づけて機能拡充を図るとともに、アクセス道路の充実や防災機能の連携を図ることにより、日常生活の利便性、安全性の向上を図ります。

(4) 市街地周辺の土地利用の方針

① 市街化調整区域土地利用方針の策定

近年の社会・経済情勢の変化により、市街化調整区域においては既存集落の人

*⁶ 自宅や小さなオフィスなどを利用して仕事をする働き方

口減少や町活性化のための産業等適地の開発抑制、不適地の開発発生が危惧されるなどの課題があり、市街化調整区域内においても適正な土地利用誘導が必要となっていることから、町・地域の活性化を図り、適正な土地利用誘導を行うため、市街化調整区域における土地利用方針を策定します。

② 優良な農用地として保全すべき区域

生産活動の場であるとともに四季折々の美しい景観を生み出す農用地は、矢巾農業振興地域整備計画に基づき、土地基盤整備事業が完了している区域等を中心に優良農用地として保全を図ります。

③ 計画的な市街地整備の見通しがある区域

計画的な市街地整備の見通しがある区域については、農林漁業上の土地利用及び環境保全に配慮しつつその目的・内容により、盛岡広域都市計画区域市街化区域への編入、市街化調整区域地区計画の設定などによる市街地整備を検討します。

④ 大規模既存集落区域

町立煙山小学校・不動小学校周辺に代表される市街化調整区域の大規模既存集落については、居住環境と営農条件が調和した適正な土地利用に誘導し、すでに整備されている道路や上下水道、公共施設等を活かして町や地域の活性化につながる土地利用については、地区計画の活用などにより、地域住民と協議検討してその実現に努めます。

⑤ 自然環境を保全・活用する区域

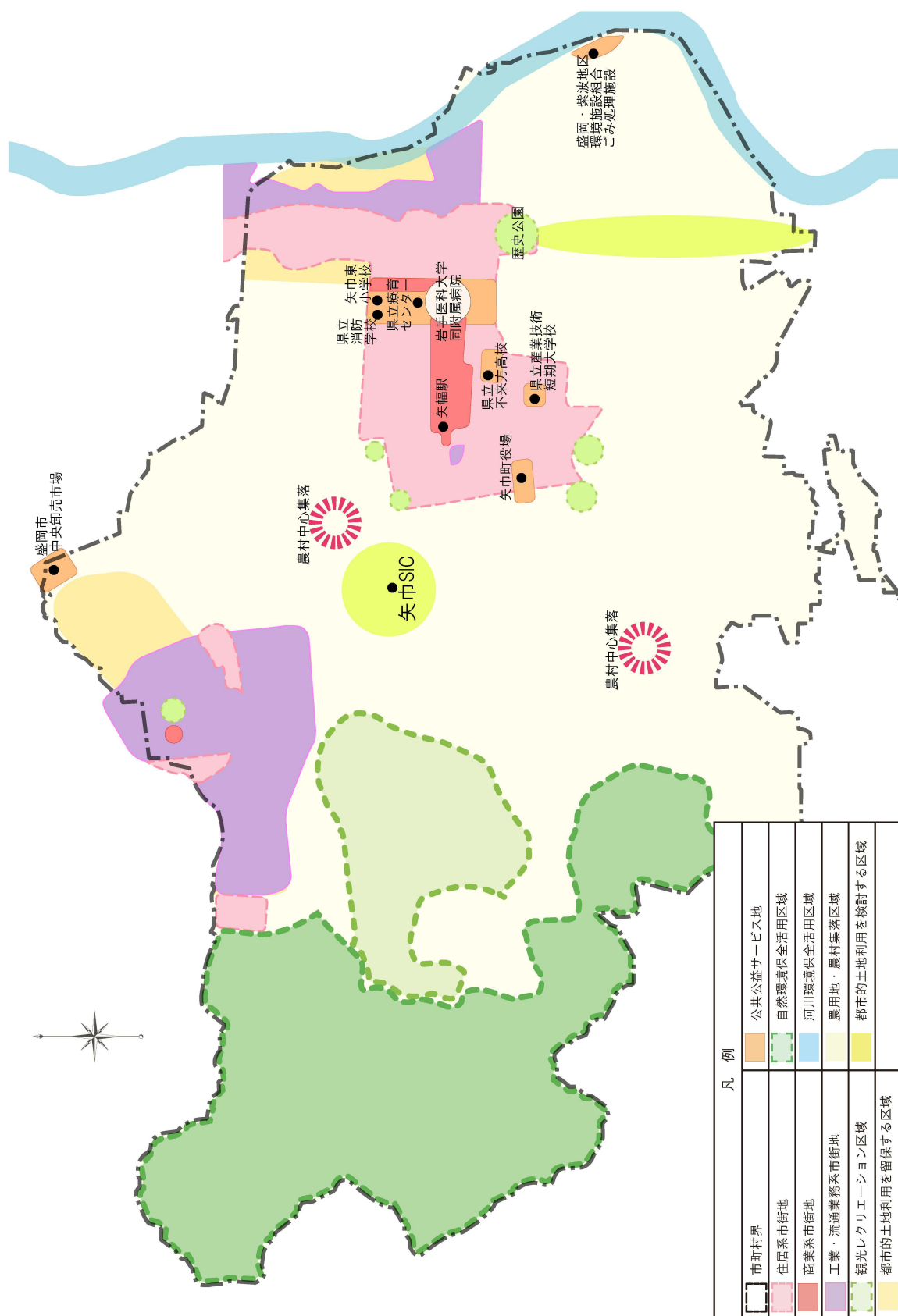
町立自然公園を含む西部の緑地については、その自然環境の保全を図るとともに、観光、スポーツ、レクリエーション施設の整備を行い、自然環境を活用する場としての整備を進めます。

⑥ 河川環境を保全・活用する区域

ア 北上川の水辺空間の活用や川との歴史的な係わりの周知など河川環境を保全・活用する区域として、北上川の河川敷整備を関係機関と調整を図りながら進めます。

イ 岩崎川の改修により整備された河川公園を水と緑のネットワークと結び付け、うるおいと安らぎの場を創出します。

図3 土地利用方針図



5-2 都市施設の施策

5-2-1 基本方針

都市施設とは、道路・公園・下水道などをいい、良好な都市環境を支える機能や装置として必要不可欠な公共施設です。まちを活性化させて人々が安心・安全な社会生活を営むことに配慮しつつ、将来に向けて限りある財政下のもと、効率的・効果的な都市施設の整備・維持を推進します。

5-2-2 交通施設の整備方針

(1) 道路網の方針

① 道路網の目標

本町には、東北縦貫自動車道、国道4号をはじめ主要地方道（以下、交通施設の整備方針では「(主)」とする。）盛岡和賀線ほか県道6路線により幹線道路網が構成されています。また、高速道路の活用による救急医療機関である岩手医科大学附属病院（以下「医大附属病院」という。）への搬送路確保、地域産業の活性化を目的に矢巾スマートICが開通したほか、周辺道路、徳田橋架け替えの整備が進められており、併せて渋滞緩和策として、町道（以下、交通施設の整備方針では「(町)」とする。）中央1号線の整備を進めています。

しかし、本町内の道路網の構成は、地理的・歴史的背景や鉄道を横断する必要があることなどから東西軸が弱く、縦断する南北軸が基本になっています。効率的で効果的な道路の段階構成を形成するためにも、広域的な道路ネットワークと環状道路、中心市街地のアクセス道路の位置づけを明確に示すとともに、来町者にもわかりやすくかつ矢幅駅周辺や岩手医大施設等周辺の通過交通を抑制する利用しやすい道路環境を目指します。

② 整備方針

ア 広域的幹線道路

広域的な交通網の一環をなす矢巾スマートIC、国道4号、396号と国道と同等に近隣市町との連絡を担う（主）盛岡和賀線、一般県道（以下、交通施設の整備方針では「(県)」とする。）不動盛岡線を広域的幹線道路として位置づけ、都市活動を支え、地域間交流を活発にする道路の形成を図ります。

また、国道4号盛岡南道路の早期事業化、架け替え整備が進められている徳田橋の早期供用開始について、関係市町とともに推進します。

イ 幹線道路

近隣市町との連絡を主要な役割とする（県）矢巾西安庭線、都市計画道路（以下、交通施設の整備方針では「(都)」とする。）西仙北北川線、津志田白沢線、（町）西部開拓線、中央1号線を広域的幹線道路を補完する幹線道路として位置づけ、状況に応じた車両、歩行者双方の安全対策を推進します。

ウ 環状道路

国道4号、(県)不動盛岡線、(都)高田煙山線、土橋白沢線を環状道路として位置づけ、矢幅駅や役場周辺、岩手医大施設等周辺の中心市街地への不要な通過交通流入を抑制するとともに、本町内の縦横を結び、広域的幹線道路にアクセスする道路として社会経済の活性化につなげます。

エ 中心市街地アクセス道路

広域的幹線道路から矢幅駅を結ぶ(都)矢幅駅黒川線(徳田橋含む)、矢幅駅西口線を中心市街地アクセス道路として位置づけ、矢幅駅前広場に接続する本町のシンボルとなる道路を目指します。

オ 主要生活道路

町内の東西を結ぶ横軸道路として(都)高田煙山線、(町)田浦線を主要生活道路として位置づけ、整備に取り組みます。

なお、主要生活道路は集落と広域的幹線道路、コミュニティの拠点となる施設を連絡するものであるため、車両も歩行者も安全に安心して通行できる道路を目指します。

カ 生活環境道路

幹線道路、主要生活道路のうち、歩道整備や景観に配慮すべき道路を生活環境道路として位置づけるおいのある道路空間の形成を図ります。

キ 生活道路の整備

歩道整備等の安全確保対策を進めるほか、未舗装道路の整備にあっては、地域と協議を行い「矢巾町地域協働の道づくり事業」を継続して進めるとともに、道路の維持管理も地域が行う協働体制の強化を図ります。

ク 特殊街路等

矢幅駅周辺の東西連絡軸となる矢幅駅東西自由通路と駅前広場、(都)矢幅駅東せせらぎ通り線は、「やはぱーく」や周辺商業地と一体となった安全な歩行空間を形成します。

また、医大附属病院の開業に伴い、広域的な救急医療体制の確立、病院間の連携等の医療体制強化を図るため、高速道路と病院を連絡する「緊急車両退出路」の整備を検討します。

ケ 自転車通行帯の整備

住民の健康増進や環境の低炭素化を目指した自転車利用を図るとともに、自転車と歩行者が安全に安心して通行できるように、必要に応じ、歩道と分離した自転車通行帯の整備を検討します。

コ 道路の維持管理

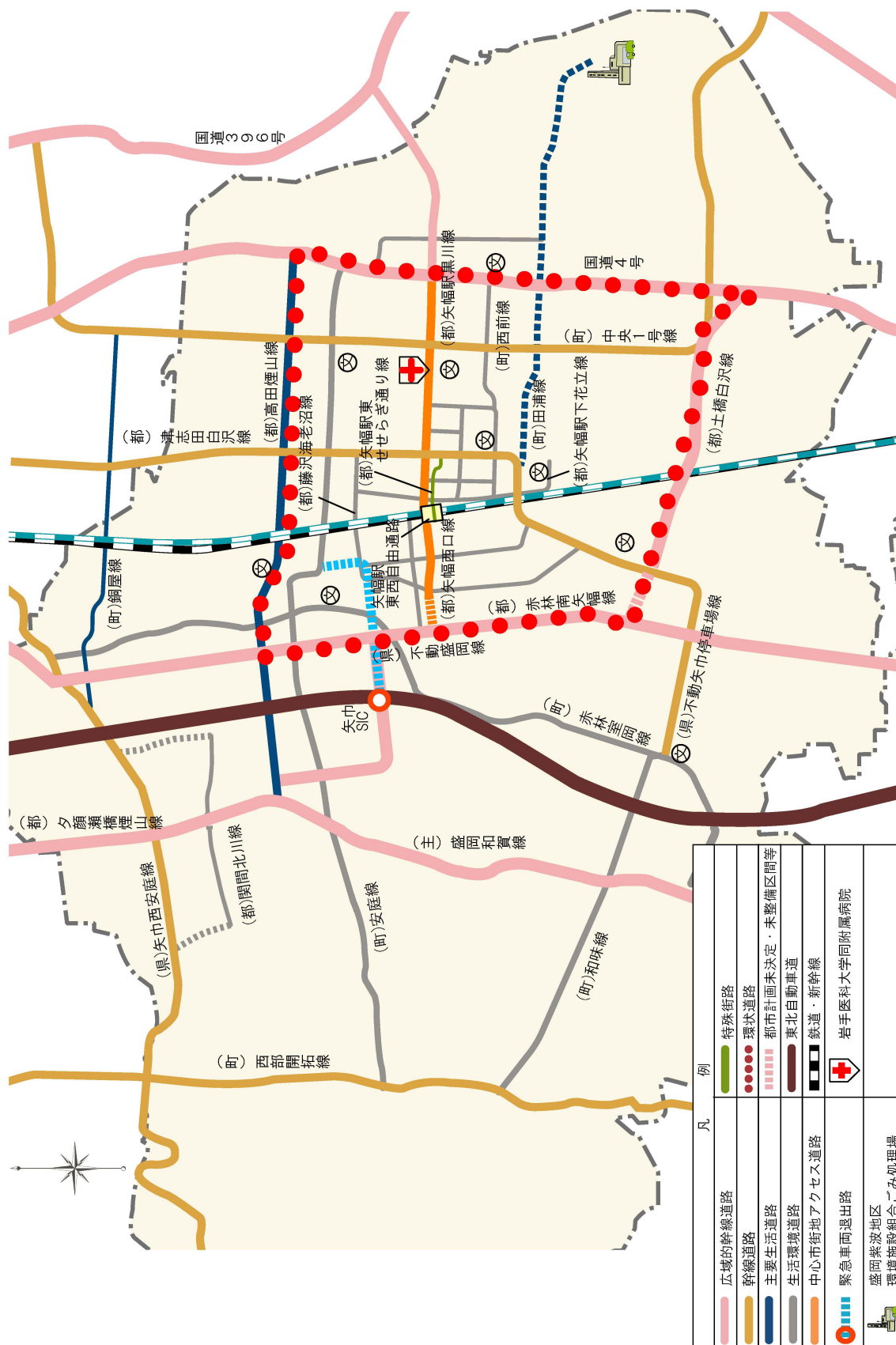
道路及び橋梁などが長期にわたり安全に利用できるよう、日常の点検や施設の維持管理計画により、適切な維持管理に努めます。

③ 都市計画道路の見直し方針

本町を取り巻く状況が変化するなかで都市計画決定後、長期にわたって事業が実施されない路線や区間のなかには、道路に求められる機能や役割の変化が生じている可能性があることから、必要性を検証したうえで適切な見直しを行います。



図4 交通施設整備方針図



(2) 公共交通網の方針

① 公共交通網の目標

本町の公共交通機関は、自家用車への依存率が高いことから公共交通網が十分に整備されておらず、自ら交通手段を持たない住民の移動手段の確保や医大附属病院開業により予測される多数の来町者への対応、中心市街地渋滞緩和策が課題となっています。

本町では路線バスのほか、その補完的役割を持つ矢巾町循環バス「さわやか号」を運行していますが、利用者の減少は著しく、地域住民の足としての役割を果たすためには継続的に利用者ニーズの把握に努める必要があり、さらに医大附属病院への通院手段としての鉄道やバス利用者への対応やニーズを反映した運行システムの導入等、公共交通のあり方を検討する必要があります。

② 整備方針

ア 公共交通の充実

a 矢巾町地域公共交通網形成計画の策定

地域全体の公共交通のあり方、住民・交通事業者・行政の役割を示し、面的な公共交通ネットワークの再構築を検討して、公共交通ネットワークの利便性や効率性の向上を目指します。

b 鉄道

交通結節点として、乗り継ぎ時間などほかの交通手段との連携を協議検討し、利用者の利便性や効率性の向上を目指します。

また、公共交通の拠点として、矢幅駅前広場や矢幅駅東西自由通路等の機能維持と向上に努めます。

c 路線バス

運行本数の増加や医大附属病院と鉄道乗り継ぎ時間に配慮したダイヤ調整等を協議検討します。

また、誰もが利用しやすい低床車両の導入や環境に配慮した低公害車両の導入を推進します。

d コミュニティバス（さわやか号）

予測される多数の来町者や住民ニーズ、公共交通の現状を合せ、路線バスと併せてコミュニティバスの運営・運行計画等を適宜検討し、利便性の向上を図ります。

e デマンド型交通(*⁷)

公共交通が利用できない地域の生活を支えるために、公共交通の拠点で

*⁷ 利用者からの予約（ニーズ、デマンド）に応じて運行する公共交通の形態。乗合として交通手段に不便をしている人々を指定場所から目的地まで移動させるもので、集落散在、人口低密度地域などで活用されている。

ある矢幅駅周辺への移動手段の確保を目指して、デマンド型交通の導入を検討します。

イ 二次交通の充実

現在、やはぱーくで自転車シェアリング(*⁸)を実施しています。買い物や観光などに自転車シェアリングを促進することで、二次交通としての自転車利用を拡大し、環境負荷の少ない低炭素型まちづくりを推進します。



ウ 駐車場・駐輪場

全国からの本町玄関口となる矢巾スマートICに駐車場整備、併せて広域幹線・環状道路沿いでもあり、環境の低炭素化や中心市街地交通混雑の緩和の面からもパーク＆ライド(*⁹)の実施を検討します。

また、公共交通の拠点である矢幅駅周辺に駐車場・駐輪場を町が整備していますが、駐車場については周辺の民間計画を考慮しながら、そのあり方について検討します。

5-2-3 公園・緑地の方針

(1) 公園・緑地の目標

本町の骨格的な緑地空間である丘陵地の自然を保全するとともに、良好な市街地環境の形成やスポーツ・レクリエーションの場のほか、防災施設としての公園・緑地の活用を図り、併せて地域の歴史・自然環境を活用した魅力あふれる公園整備を計画的に推進します。

また、これらと平野部を流れる河川沿いの道、生活環境道路を結びつけ、水と緑にふれあう空間づくりを進めます。

(2) 整備方針

① 都市公園等

住民に憩いとうるおいを与える都市公園は6箇所ありますが、年々利用率の低下や経年による施設劣化が見られます。都市公園が潜在的に持つ多機能性を活かすため、計画的な施設修繕を行うとともに、管理運営については指定管理や

*⁸ 自転車共同利用サービス。利用者は一定のエリア内に設置された拠点で自由に自転車の借受・返却をすることができる。

*⁹ 出発地からは自動車を利用し、途中で電車やバスなどに乗り換えて目的地まで移動する方式。都市中心部や観光地の交通混雑の緩和を目的に行われている。

Park-PFI(*¹⁰)などの民間活力の導入を検討し、都市公園の魅力向上を目指します。

民間開発や土地区画整理事業による小規模公園については、各自治会が維持管理を行っています。公園は地域住民が憩い集う場であり、交流拠点として活かすためにも、今後も自治会による維持管理活動を支援していきます。

また、新たに整備される公園については、災害時に地域の避難所として防災機能を併せ持つ整備を積極的に推進します。

② 町立自然公園

町立自然公園内には南昌山や城内山を中心とする森林緑地、煙山ダムや幣懸の滝などの水辺空間、総合グラウンドやゲートボール場などのスポーツ・レクリエーション施設や矢巾温泉郷、新たな観光スポットとなっている煙山ひまわりパークなどがあり、隣接する県立林業技術センターや県営煙山森林公園と連携しながら機能の充実、整備を図ります。

③ 歴史公園

徳丹城史跡や県指定藤沢状森古墳群のほか、町が指定する遺跡などの文化財の保全・活用を図るとともに、現在も調査実施中の徳丹城史跡については歴史公園として位置づけ、重点的な整備を図ります。

④ 河川空間

古くから人々の暮らしと密接な関わりを持ってきた北上川をはじめ、市街地周辺を流れる中小河川については、その歴史的背景に配慮しながら、自然環境を活用した親水空間の整備を河川改修等と合せて推進します。

⑤ 水と緑のネットワークの形成

田園風景や河川による親水空間、賑わいのある都市環境を一体的に道で結びつけ、町内の豊かな水と緑にふれあいながら散策やサイクリングができる水と緑のネットワークを形成することにより、うるおいのある空間づくりを進めます。

5-2-4 上下水道及び河川の方針

(1) 上下水道及び河川の目標

本町は上下水道ともに概ね普及しています。施設設備の経年による老朽化や将来の開発計画への課題、河川については治水機能の向上などの課題がありますが、住民が安全に安心して生活が送れるよう整備を推進します。

(2) 整備方針

*¹⁰ 民間事業者が都市公園の収益施設と公共部分とを一体で整備できる制度。都市公園内に設けるカフェなど収益施設の設置許可期間を緩和するなど、民間事業者が都市公園を整備しやすくなる。

① 下水道

土地利用に応じて公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業の事業分担を行うことで、公共用水域の水質を保全します。公共下水道事業については平成30年度(2018年度)に概成予定であり、農業集落排水事業区域の一部を公共下水道事業区域に組込むことで施設の集約化・高度利用化を図ります。

また、長寿命化計画や機能診断・強化を進めながらアセットマネジメント(*¹¹)を導入し、適切な維持管理運営を推進します。

② 河川

市街地での雨水処理は雨水幹線、雨水管などによる排水処理を基本として最寄りの河川へ放流となりますが、放流先の河川状況により流出抑制が必要な場合、建築物や開発計画により、必要に応じて雨水貯留施設の設置を求めます。

また、自然災害を未然に防止するために河川改修事業を計画的に推進するとともに、下水道整備事業などの水質保全、各河川愛護会による取り組みと連携し、自然環境を活かしたうおいと安らぎのある河川環境の整備を進めます。

③ 上水道

医大附属病院の開業や将来の開発への水需要の増大に対応し、安全な水を安定的に供給するため、水源と浄水場及び配水管網の整備を進めます。

また、水道施設整備計画を推進しながらアセットマネジメントを導入し、適切な維持管理と運営を推進します。

5-2-5 その他の都市施設の方針

(1) その他の都市施設の目標

転入・交流人口の増加や多様化する住民の生活ニーズに対応する公共公益施設を、アクセス性などを勘案し、コンパクトなまちづくりを意識しながら適切に誘導配置し、整備を図ります。

また、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の長期的視点による老朽化対策を推進し、適切な維持管理を図ります。

(2) 整備方針

① 道の駅

増加する来町者への対応とそれを契機とする地域振興のため、道路利用者のための「休憩施設」、道路利用者や地域住民のための「情報発信機能」、活力ある地域づくりを行うための「地域連携機能」として、また、矢巾スマートICや広域防災拠点がある本町の地域性、東日本大震災の教訓などから「防災機能」を併せ持つ「道の駅」について、整備検討を進めます。

*¹¹ 上下水道事業を対象に「現状の把握」と「資産の将来見通しの把握」を行い、それに基づく更新需要及び財政収支の見通しを算定すること。

② 教育施設

徳丹城史跡の調査・整備に伴う徳田小学校の移転については、児童数の動向に合せた施設規模で適切な配置、整備を図ります。また、新たな住宅地については、公共施設の有効利用を図るためにも、各小学校の適切な児童数と学区編成に配慮した整備を進めます。

③ 介護・福祉・医療施設等

高齢化の進行や今後の土地利用の動向に合わせ、介護・福祉・医療施設等の整備充実を図ります。医大附属病院の開業により、広域的医療施設としての機能に配慮しながら、関連施設とのネットワーク化を推進します。

④ 町有地

矢幅駅前、旧矢巾中学校跡、室岡地区などの町有地については、検討委員会を設置するなどして住民の意向を把握し、それぞれの拠点にあるという位置条件に照らしながら、これからのまちづくりへの波及効果を考慮した有効活用を図ります。

⑤ その他の施設

ア 県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想により将来、新たなごみ焼却施設が県央地区に整備され、1施設に集約化されて稼働する計画ですが、それまでは現在の盛岡・紫波地区環境施設組合のごみ処理施設を継続して使用することから、増大するごみの円滑な処理と再資源化により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するとともに、施設周辺地域への環境保全、施設の延命化に向けた取り組みに努めます。また附帯の熱供給施設の活用など、地域に開かれた都市施設の運用を図ります。

イ 矢巾斎苑は整備後30年以上経過しており、施設の老朽化が見られることから、適切な改修工事を実施しながら施設の安全な維持管理に努めるとともに、指定管理者制度による民間活力の運営により、良好な管理運営を図ります。

ウ 公営住宅については、老朽化が進む町営住宅の計画的な修繕を図るとともに、民間活力の導入や県営住宅の誘致を検討します。

エ 医大附属病院の開業などにより増加する来町者も含めて、すべての人が安心して過ごせるまちとするため、次のことに取り組みます。

a ユニバーサルデザイン(*¹²)による施設整備等

b 矢幅駅周辺などの中心市街地の案内板や町内案内図(まち歩き地図)の設置

c ローカルファースト(*¹³)

*¹² 障害の有無や年齢、性別などにかかわらず、すべての人が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。

*¹³ 地産地消や地域活性化など自らが住む地域を大切にする様々な価値観を創出しようとするもの。

- d 適切な防犯カメラの設置
- e 住居表示の検討

5-3 都市環境

5-3-1 基本方針

本町は古くから米作りが盛んで豊かな農地が広がる農村地帯であり、西部山麓を水源として北上川に注ぐ大小の河川が東部に流れ、こうした大きな水循環のなかで生活してきましたが、近年の都市化の進展に伴い、身近な自然が失われていくことが危惧されます。この状況を踏まえ、次世代に環境負荷をかけずに地球にやさしく、豊かな自然や田園環境を次世代に継承することを基本として、自然や環境の保全、都市の緑化を進めます。

東日本大震災や過去に本町を襲った大雨洪水被害の教訓から、町民の生命や財産を守るため、災害が起きにくいまちをつくとともに、自主防災組織の支援や避難場所の確保などの防災対策の充実を図ります。

5-3-2 都市環境形成の方針

(1) 都市環境形成の目標

都市のなかで住みよいうるおいのある環境づくりのための空間形成、都市と田園の調和を維持、水辺や緑の保全・育成など、快適な環境が創出されるまちの形成を目指します。

(2) 整備方針

① 水と緑の保全

ア 町立自然公園を中心とする丘陵部の森林緑地、北上川や岩崎川をはじめ中小河川、ため池などの緑地・水辺空間を保全するとともに河川公園や河川沿いの道、生活環境道路を結びつけ、水と緑にふれあう空間づくりを進めます。

イ 市街地や農村地域に見られるまとまりのある樹林地や境内林、屋敷林等を身近な緑地として保全育成し、有効活用を図ります。

ウ 点在する空き家の庭や空き地を、所有者や地域との協議のうえで、地域内の交流やうるおいを育む緑地としての活用方策を検討します。

② 環境にやさしいまちづくり

ア 省資源、省エネルギー、ゼロ・エミッション(*¹⁴)、3R(*¹⁵)などのさまざまな取り組みに対応し、地域特性を活かした循環型社会形成に向けた取り組みを推進します。

イ 矢巾町新エネルギービジョンに基づき、自然エネルギーの活用を推進する

*¹⁴ 環境を汚染したり、気候を混乱させる廃棄物を排出しないエンジン、モーターの仕組み、またはその他のエネルギー源。

*¹⁵ 環境配慮に関するキーワード Reduce(減らす)、Reuse(繰り返し使う)、Recycle(再資源化する)の頭文字をとった言葉。

とともに、太陽光発電システムや再生可能エネルギーの有効利用を促進します。

ウ 自然や生活環境の保全に向け、公害や不法投棄、不法開発等の防止に適切に対応するとともに、環境教育や地域・団体による清掃活動支援を充実します。

エ 公共施設の低炭素設備導入等による省エネルギー改修を行い、エネルギー使用量やCO₂排出の削減を図ります。

5-3-3 都市景観形成の方針

(1) 都市景観形成の目標

都市景観は、日々の生活と生産活動に直結し、心に快適と豊かさをもたらしてくれる環境や資源です。本町は西は南昌山、東は早池峰山をシンボルとして、西の丘陵地から北上川に向かって、緩やかなスカイラインを形成しています。本町を見渡せる場所に位置する矢幅駅やははば一くから、国道4号に向かって緩やかな傾斜の途中にアイストップ(*¹⁶)となる岩手医大施設が位置しています。また、そのコンパクトな市街地を取り巻くようにして田園風景が広がっています。このような特色ある「やはば」らしい都市景観を生かしたまちづくりを目指します。

(2) 整備方針

① 市街地景観の形成

ア 中心市街地の拠点であり、交通結節点である矢幅駅からの景観形成に配慮したまちづくりを推進します。

イ 住宅地をはじめ、公共施設、工場・流通業務地、商業地においては、敷地内の緑化や歩道への植樹帯設置等を進めるとともに、建築物・工作物のデザインや色彩をコントロールし、周辺の景観と調和した街並みの形成を推進します。

② 田園景観の保全

四季折々の美しい農村景観を生み出している田園風景を保全するため、無秩序な土地利用や乱開発を防止するとともに、優良農地の保全を図り、農村地域に散在する屋敷林の保全・活用を推進します。

③ 自然景観の保全

市街地の背景となり、うるおいと安らぎを与えつつ四季を演出している丘陵地や水辺空間などの自然景観を保全するとともに、煙山ひまわりパークのような新たな資源を水と緑のネットワークと連携することで、歩くことがたのしくなる住民の憩いの場として活用を図ります。

*¹⁶ 街角や見通しの良い通り景観の正面にあり、人の視線を引きつけ又は印象に残る山や樹木、建築物など。

④ 歴史・文化的景観の保全

徳丹城史跡をはじめとする町内遺跡、旧稻荷街道の松並木、神社・仏閣等の歴史・文化的資源を保全するとともに、その魅力を引き出すような周辺環境と一体となった整備を図ります。

⑤ 住民の合意による街並み景観形成

地域性豊かな景観を守るため、住民と行政の協働による街並み景観形成のためのルールづくりとして、地区計画制度の活用や景観計画等の策定を図ります。

5-3-4 都市防災の方針

(1) 都市防災の目標

住民の生命や財産を守るため、火災や震災、水害、雪害などの災害予防に努めるほか、防災性を考慮した道路・公園等の都市施設の整備・充実、関係機関・団体との連携を図り、住民が安心して暮らすことができる、災害に強い安全なまちづくりを推進します。

(2) 整備方針

① 防災対策の推進

都市の防災機能を高めるため、市街地の不燃空間の確保や市街地環境の改善を目指した計画的な指導・整備を行います。また、住民等の防災意識の向上や災害危険個所の周知を図るとともに、主要な公共施設や商業・業務施設等の人が集まる建築物の不燃化・耐震性の向上を図る対策を推進します。

② 防災体制の充実

ア 岩手県の防災拠点ともなる県消防学校や医大附属病院の立地、広域的幹線道路の矢巾スマートICや国道4号などの広域道路網が発達している地域性を活かした防災体制を構築します。

イ 災害時の避難場所として集团的に住民を収容できる公共施設などを位置づけして安全な避難場所の確保を図り、併せて避難路として特に必要と認められる道路については拡幅改良を促進するとともに、避難路沿道の不燃化や植樹促進による延焼防止機能を付加するなど、安全な避難形成のための検討を行います。

ウ 災害時に地域内の情報を迅速かつ的確に収集、伝達するため、防災ラジオの有効利用を進め、消防団組織や自主防災組織の支援・連携を図ります。

エ 災害時に必要となる人員、専門知識、支援物資等へ適切に対応するため、協定締結などによる民間企業・団体等との連携を図ります。

オ 防災マップの普及に努めるとともに、開発や建築相談時等には県と連携して、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域等に合せた指導を行います。

カ 建物所有者が防災対策を自身のことと捉えて取り組むよう、住宅・建築物耐

震改修促進計画により住民に建物耐震を啓発するとともに、旧耐震基準により建てられた住宅の耐震診断・改修の支援を図ります。また、点在する空き家については所有者、地域と連携して適正な管理に努めます。

③ 河川改修等による治水対策

市街地周辺には北上川や岩崎川などの一級河川、関連する中小河川がありますが、流域周辺の開発などにより河川への負担が高まることが予想され、また、過去に本町を襲った大雨・洪水による災害からも、災害を未然に防止するため、河川パトロールの強化や河川改修等の治水対策を推進します。

また、市街地を囲む農用地は農業生産基盤のほか、自然のダムとしての役割を担っていることから、耕作放棄の防止や適正な土地利用誘導に努め、農用地の保全を図ります。

5-4 市街地整備

5-4-1 基本方針

まとまりある市街地形成を今後とも本町の市街地形態として維持させつつ、それを中心とした都市基盤整備を図ります。また、新たな市街地開発については、道路整備などとの連携を図りながら、土地区画整理事業の導入や民間開発などの誘導を図り、地区計画を活用しながら計画的な面的整備により、良好な市街地の形成を図ります。

(1) 市街地整備の目標

利便性・快適性・安全性のある中心市街地の機能充実を図るとともに、良好な業務地・住環境の確保を目指します。特に中心市街地の拠点であり交通結節点となる矢幅駅周辺は多様な都市機能を集積させ、暮らす人、訪れる人が歩いて過ごせるまちのシンボル空間としての整備を推進します。

(2) 整備方針

① 矢幅駅を中心とした市街地整備の推進

矢幅駅周辺の土地区画整理事業が完了を迎えます。土地の活用方法は権利者の意向に委ねられており、中心市街地としての賑わいを創出する土地利用が具現化していないのが現状ですが、まちのシンボル空間として、まちづくり会社と連携しながら、歩いて過ごせる環境のなかに商業・業務・文化・行政機能を備えた新たな生活やビジネススタイルを提供し、人々の交流や賑わいが生まれる整備を推進します。

② 岩手医大施設の立地に伴う市街地開発の計画的推進

岩手医大施設、県立の療育センターや消防学校の立地をまちの市街地形成の大きなプラス要素とするために、土地利用、交通体系、関連公共施設などの計画、さらには岩手医大施設等と地域を結びつける施策やヘルスケアゾーンとして位置づけ、関連事業者の誘致など、総合的な観点から検討・協議を進め、市街地形

成を段階的に推進します。

また、まちの交流人口増加の核となる新たな都市空間として、医療福祉にふさわしいというおいある景観と矢幅駅周辺と連携し、活発な交流が行われる職・住・遊の複合的な機能を備えた整備を目指します。

③ 既成市街地の居住環境整備の推進

道路などの都市基盤施設が未整備のまま自然発生的に形成された住宅地については、建替えにあわせた建築物の不燃化、セットバック(*¹⁷)、緑化の促進、町道などの優先的な整備を進め、点的な個別改善の連携による居住環境整備を推進します。

④ 移住・定住施策の推進

子育て世代や団塊世代、農業志向、UJIターンを対象とする移住・定住促進策などについては、空き家の適正利用や大規模既存集落の維持・活性化策を含めて検討します。

⑤ 新市街地の整備方針

まちの活性化につながる新たな業務地の拡大や住宅地の確保などについては、位置や規模、整備手法を十分検討し、土地利用の混在化や過大な公共投資を抑制するためにも市街地縁辺部など、既成市街地と一体となったまとまりある市街地形成を推進するとともに、矢巾町用途地域設定指針による適切な用途地域と将来の土地利用計画に即した地区計画を設定し、計画的な整備により良好な市街地形成を図ります。

なお、市街化調整区域地区計画による新市街地の整備については、地域住民や土地所有者等と十分な協議検討を行い、市街化調整区域土地利用方針に基づく土地利用を推進し、建築条例の制定などによる適正な整備を図ります。

5-5 住民参加のまちづくり推進

5-5-1 基本方針

緑豊かな自然環境を保全しつつ、安全で快適なまちづくりを進めていくためには、行政と住民が信頼関係を築きながら、お互いが良きパートナーとなり、さまざまな地域の課題に取り組んでいかなければなりません。

まちづくりの主役となる住民と都市づくりに関わる民間事業者、その推進・調整の主体となる行政のそれぞれの役割と責任を分担し、住民参加によるまちづくりを実践していきます。

(1) 住民の役割

行政が発信するまちづくり情報に耳を傾け、計画や事業に対して積極的に意見やアイデアなどを提言するとともに、自治会などによる地域のまちづくりに向け

*¹⁷ 敷地や道路の境界線から後退して建物を建てること。

て住民相互が協力し、秩序ある都市空間の形成を推進します。

(2) 民間事業者の役割

自らの生産活動の維持・発展に際して、都市計画制度のほか本町まちづくりに関する諸計画等を理解し、都市づくりに積極的な協力・貢献に努めます。

(3) 行政の役割

まちづくり情報を積極的に提供し、さまざまな要望を調整しながらまちづくりの実現に向けた必要な施策を、住民と民間事業者と連携して効率的かつ計画的に推進します。

5-5-2 住民参加の方策

(1) まちづくり情報の発信

都市計画制度やまちづくりに関する行政情報、住民のまちづくり活動の情報を迅速かつ的確に提供するため、広報やはばの積極的な活用を行うとともに、インターネット等を通じた広範囲な周知を図ります。

また、まちづくりの学習機会を提供するなど、住民の自主的なまちづくり活動や実践団体などに対して積極的な支援を行います。

(2) 住民参加機会の充実

① まちづくりに対する住民の意向を幅広く把握するために、アンケート調査の実施やパブリックコメントの活用を図るとともに、自治会やNPO法人などの住民団体による懇談会やワークショップなどのまちづくり学習を支援し、住民とともにまちづくりを推進します。

② 地域の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを進めるとともに、まちづくりについて住民参加を促すため、都市計画提案制度や地区計画申出制度の普及を図ります。

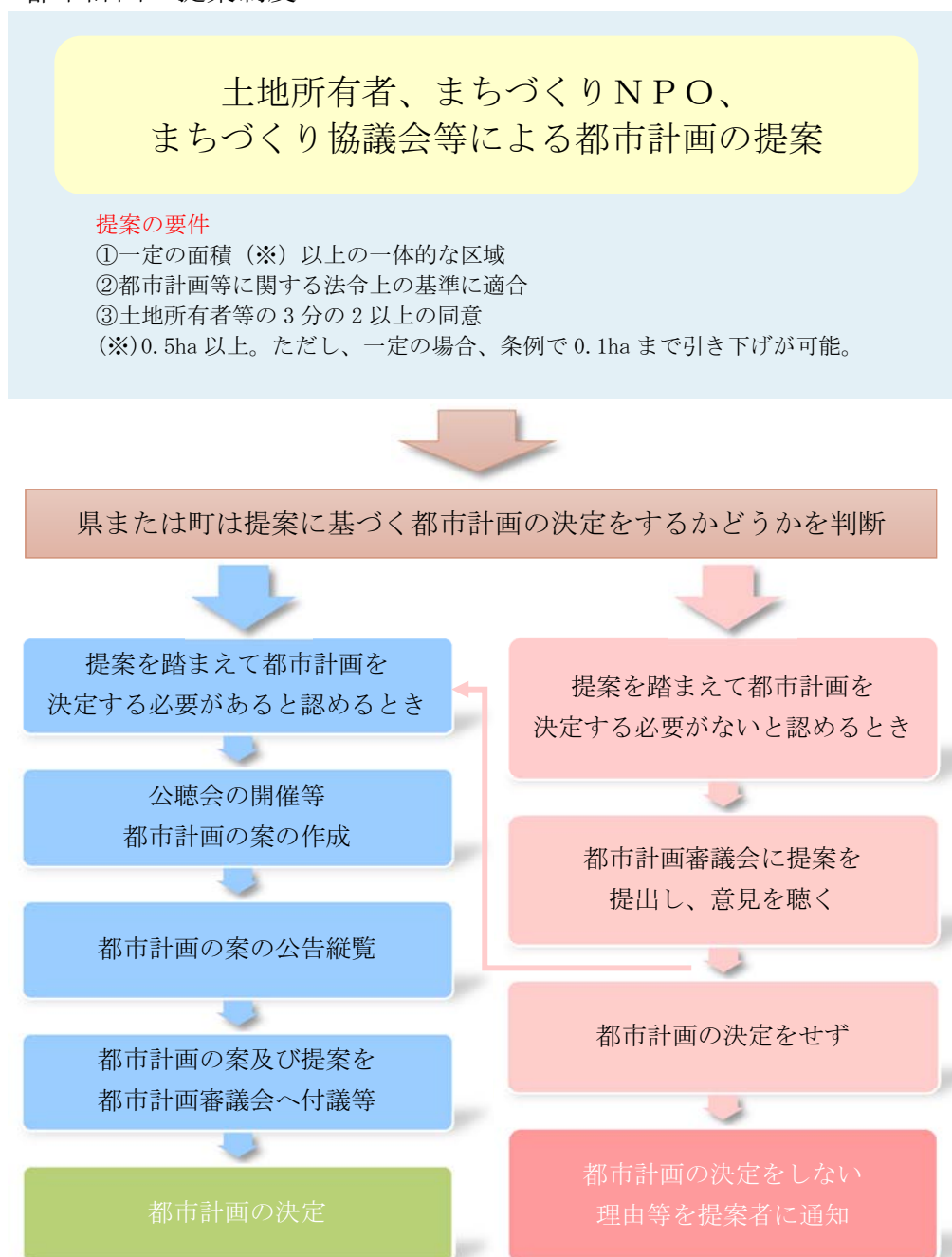


参考－1 都市計画の提案制度

土地所有者またはまちづくりNPO等は、県または町に対し、都市計画区域等内の一定面積以上の一体的な区域について、土地所有者等の2/3以上の同意を得て、都市計画を提案することができます。

提案を受けた県または町は、提案を基に都市計画を決定すべきかどうかを判断し、必要と認める場合は、都市計画の決定手続きを行います。

都市計画の提案制度フロー



参考－２ 地区計画等に関する申出制度

住民または土地所有者等は町に対し、一定面積以上の一体的な区域について、土地所有者等の 2/3 以上の同意を得て、地区計画等に関する申出をすることができます。

申出を受けた町は、申出を基に地区計画等に関して都市計画決定すべきかどうかを判断し、必要と認める場合は、地区計画等に関して都市計画決定手続きを行います。

地区計画等の申出制度フロー

